

沖契審第1号
令和3年5月14日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県契約審議会
会長 平敷 徹男



沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の改定について(答申)

令和3年2月17日付け沖縄県諮問商第1号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおりお答えします。

記

「沖縄県の契約に関する取組方針（改定案）」については、審議の結果、適当であると認めます。

なお、取組方針に基づく施策の推進に当たっては、以下の事項について十分配慮されることを要望します。

1 条例の実効性を確保するため、条例の趣旨及び取組方針に掲げた施策については、県全体においてより一層の浸透を図り、各部局等で連携しながら着実にかつスピード感を持って取り組んでいただきたい。

また、条例の実効性を確保するための方法として、取組方針に、法令の義務づけはないが重点的に取り組むべき項目を設定することや、各部局の進捗管理ができる表示方法の見直しについて検討していただきたい。

2 公共サービスの質の向上及び労働環境の整備促進を図るためには事業者等の適正な利益の確保が不可欠であり、労務単価等の上昇に対応できるよう必要な予算を確保していただきたい。

3 社会的価値向上等に向けた事業者の取組が継続して行われるよう、入札参加資格審査における評価に加え、入札、企画競争型随意契約の相手方選定等においても総合的に評価する取組をさらに促進していただきたい。

4 新型コロナウイルス感染症の拡大により県内事業者の経済活動にも大きな影響があることから、その間の契約業務については弾力的な運用を図っていただきたい。

また、県経済や県内事業者の活性化の面から県産品や県産建設資材の優先使用についてもより一層取り組んでいただきたい。